



2026 年 10 月 6 日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳
(コード番号：8129 東証プライム市場)
問合せ先 専務執行役員 経営戦略本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

新株予約権無償割当て差止めの仮処分決定に対する保全異議の申立てに関するお知らせ

2026 年 9 月 18 日付「(開示事項の経過) 株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2026 年 9 月 18 日付で東京地方裁判所において差止仮処分決定(以下「本決定」といいます。)がなされておりますが、当社は、2026 年 10 月 6 日、東京地方裁判所において、本決定に対する保全異議の申立て(以下「本申立て」という。)を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 保全異議の申立てに至った経緯

当社は、2026 年 6 月 26 日開催の第 78 回定時株主総会において、当社が 2025 年 10 月 31 日付で導入した「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)に基づく対抗措置として、3D Investment Partners Pte. Ltd. (以下「3D」といいます。)、3D が投資一任運用サービスを提供するとされる Citco Trustees (UT) Limited (以下「CTL」といいます。)及び CTL を受託者とするとする CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND-II (以下、3D 及び CTL と総称して「本大規模買付者」といいます。)が、本大規模買付行為等(3D が 2026 年 1 月 16 日付で提出した当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書に記載された本大規模買付者による大規模買付行為等を行います。)を行った場合に、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、新株予約権無償割当て(以下「本新株予約権無償割当て」といいます。)の決議を行うことをご承認いただいております。

本新株予約権無償割当てについて、当社の株主である 3DWH・オポチュニティー・マスター・OFC-3DWH・オポチュニティー・ホールディングス(以下「3DWH」といいます。)から、本新株予約権無償割当ての差止めの仮処分の申立て(以下「本仮処分申立て」という。)がなされていたところ、2026 年 9 月 18 日、東京地方裁判所において「債務者が令和 8 年 6 月 26 日付けの定時株

主総会における第 4 号議案を承認する旨の決議を受けて行う新株予約権無償割当てを仮に差し止める」旨の決定がなされました。

当社は、かかる決定を不服とし、2026 年 10 月 6 日、本申立てを行いました。

2. 保全異議の申立てを行った年月日

2026 年 10 月 6 日

3. 今後の方針及び見通し

当社は、本仮処分申立てが認められる理由はなく、本決定は直ちに是正されるべきものと考えており、引き続き、当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以上